

請 願 文 書 表

受理年月日	平成 27 年 6 月 11 日	請 願 者	近江八幡市桜宮町 2 3 6 自治労連近江八幡市職員組合気付 近江八幡地域労働組合総連合 議長 近藤 恭司
受理番号	請 願 第 4 号		
請 願 件 名	「労働者派遣法改正法案に反対を求める意見書」の提出を求める請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 今国会にて、いつまでも派遣で使い続けることができる労働者派遣法の改正法案が提案されています。これまでも労働者派遣法は何度も改正され、低賃金で不安定な雇用で働く派遣労働者を増やしてきました。それでも「派遣労働の常用代替えの禁止」などの大原則は取り外すことが出来ませんでした。この原則の下、現行法でも企業が同じ業務で派遣を使えるのは原則 1 年間、最長でも 3 年間に制限されています。しかし改正案では、企業は派遣労働者を 3 年で取り替えるだけで、いつまでも同じ業務に派遣を使い続けられるようになります。期間制限を無くすものです。 派遣労働者は、3 年経過すれば派遣先企業の直接雇用にするという、わずかにあった「正社員の道」も閉ざされます。今回の改正では、派遣会社と「期間の定めのない」雇用契約を結んだ派遣労働者は派遣のままずっと働かせることが可能となります。今回の労働者派遣法改正は生涯派遣を押しつけるものです。 これらの改正は雇用を一層不安定な状態に追い込むことになり、規制緩和を許さないよう国に対して意見書を上げて頂きますよう請願いたします。 【請願項目】 1 労働者派遣法改正に反対の意見書を上げること。 2 安定的な雇用のもとで安心して働ける法整備がされること。		
紹介議員	加藤 昌宏 井上 佐由利		